

地方独立行政法人山口県産業技術センター行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、働きやすい環境をつくることによって、全ての職員がその能力を十分発揮できるようにするため、次の行動計画を策定する。

1 計画期間 平成30年4月1日から平成35年3月31日まで（5年間）

2 内 容

目標1 所定外労働の削減を図る。

〈対策〉平成30年4月1日～

- ① 所定外労働時間を一人当たり年間120時間未満にする。
- ② 毎月給与支給日をノー残業デーとする。
- ③ ①②の徹底を図る為、所内会議などで実績等を周知し、意識改革を図る。

目標2 年次有給休暇の取得を促進する。

〈対策〉平成30年4月1日～

- ① 年次有給休暇の取得を一人当たり年間15日以上とする。
- ② 5月のゴールデンウィーク時に年次有給休暇を取得し、長期連続休暇とする。
- ③ 7月から9月までの夏期中は年次有給休暇の取得を促進する。
- ④ 毎月末のプレミアムフライデー時に年次有給休暇の取得を促進する。
- ⑤ ②～④の取得促進の為、所内会議や一斉メール等により職員へ周知徹底を図る。

目標3 多様な働き方を可能とする環境整備を図る。

〈対策〉平成30年4月1日～

- ① 働き方改革の推進のため、全職員を対象に時差出勤制度を導入する。